

て中の母親等からの相談に応じてきている。  
平成7年5月から子育て支援ニーズの増大等に応えるため、夜間、土、日、祝日の相談を開始した。併せて聴覚言語障害者のためのFAX相談も開始している。

4152 電話相談は、多くが「子育てに関する様々な母親からの相談」である。人間関係の希薄な都会の中で、子育てへの孤独や不安を抱えた人からの相談も多く受けており、身近な地域で相談しにくい人の受け皿にもなっている。

なお、平成18年4月1日から、都道府県の中央児童相談所の電話番号下4けたを、4152(よいこに)に統一している。

③ 区市町村ホームページ及びどうきよう福祉ナビゲーションに掲載の相談窓口案内について

ここで、監査人は各区市町村のホームページや公益財団法人東京都福祉保健財団が管理運営しているホームページ「どうきよう福祉ナビゲーション」(以下、「福ナビ」という。)において、子供に関する相談窓口の案内を閲覧した。その結果、一部の区市町村において、旧電話番号である03-3202-4152を案内しているものが見受けられた。現在、この電話番号にかけても使われていない。

この点、福祉保健局に質問したところ、平成25年2月4日、東京都子家庭総合センターに移転した際、電話番号を変更している。移転の際、区市町村も含め、新番号を広く周知していることであった。

なお、都では新規相談窓口としては案内していない03-5937-2330についても、夜間・休日の窓口として案内している区市町村も見受けられた。

(意見1-18) 区市町村のホームページにおける相談窓口案内について

各区市町村のホームページや公益財団法人東京都福祉保健財団が管理運営しているホームページ「どうきよう福祉ナビゲーション」における子供に関する相談窓口の案内を閲覧したところ、一部の区市町村において、旧電話番号である03-3202-4152を案内しているものが見受けられた。また、都では新規相談窓口としては案内していない03-5937-2330についても、夜間・休日の窓口として案内している区市町村も見受けられた。

福祉保健局は、相談者が適時に相談できるように、誤記載のある区市町村に対して相談窓口に関して正しい情報を周知し、区市町村のホームページを更新するよう指示されたい。

④ 児童相談所全国共通ダイヤルについて

(i) 児童相談所全国共通ダイヤルの概要

児童相談所全国共通ダイヤルとは、虐待かとも思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号である。児童相談所全国共通ダイヤルにかけると居住地を管轄する児童相談所につながる。従来、児童相談所全国共通ダイヤルは10桁の番号(0570-064-000)であったが、覚えやすい3桁の番号にして、子供たちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするため、平成27年7月1日から「189」(いちはやく)という3桁の番号になっている。

なお、携帯電話からかけた場合は、オペレーターが発信者から居住地情報を聞き取り、管轄児童相談所を特定し、転送している。

(ii) 都における児童相談所全国共通ダイヤルの状況

189へ電話があった場合、日中は管轄の児童相談所に転送され、児童相談所の児童福祉司等の相談員が直接対応している。

しかし、午後5時45分以降の夜間や休日に着信があった場合は、児童相談所が委託したオペレーター業者が対応していることであった。業者は、児童福祉の専門家ではないので、虐待等の緊急対応が必要な場合の対応はどのようなになっているか児童相談センターに質問したところ、虐待等の通告があったときの夜間の対応は、基本、翌朝に児童相談センターにファックスで送ることになっている。

なお、福祉保健局が作成している児童相談所全国共通ダイヤルの対応業務マニュアルによれば、緊急性がある場合は、業者が直接110番通報を行い、緊急性は高くないものの相談者が強い不安を訴える場合や、今後危険な状況が予測される場合には、業者から相談者に対して110番通報を促すことになっていることであった。

平成29年度においては、夜間や休日に着信した件数は約2,800件であり、そのうち業者が直接110番通報したものが、数件あったことである。業者が直接110番通報した場合、速やかに児童相談所夜間連絡員に連絡を行い、一時保護所への受入れ要請の可能性に備えることである。

福祉保健局から提示を受けた事案に関して、泣き声が聞こえるなど、児童虐待が疑われる場合においても、業者が通報者に対して110番通報を促すこととどまる事例があった。

夜間、子供に対して虐待等が疑われることを感じた近隣住民が189へ電話を

する場合、子供の安全性の点から、緊急性が高いものが多いと考えられる。よって、子供の命を守るうえで、電話を受ける業者が直接110番通報するか、110番通報を促すかに関する緊急性の判断が非常に重要となる。業者の判断により直接110番通報しなかった場合に、子供の安全が確保されず、危険にさらされることについてはならない。

(意見1-19) 児童相談所全国共通ダイヤルの夜間対応について

児童相談所全国共通ダイヤルは、電話をかけると最寄りの児童相談所窓口で電話が転送され、専門家が24時間体制で相談などに応じることで導入されている。都では、夜間や休日に着信があった場合、委託業者が対応しており、緊急性がある場合は、業者が直接110番通報を行い、緊急性は高くはないものの相談者が強い不安を訴える場合や、今後危険な状況が予測される場合には、業者から相談者に対して110番通報を促し、これら以外の場合には、翌朝、児童相談所から担当が折り返す旨の案内をし、翌朝に児童相談センターにフアックスで送ることになっている。

子供の命を守るうえで、電話を受ける業者が直接110番通報するか、110番通報を促すかに関する緊急性の判断が非常に重要となる。業者の判断により直接110番通報しなかった場合に、子供の安全が確保されず、危険にさらされることについてはならない。

児童相談所全国共通ダイヤルの夜間対応により子供の安全が確実に守られるよう、どのようなケースの場合、業者が直接110番通報を行うべきか、また、どのような場合、相談者に通報を促すべきか、具体的な事例を掲載するなど、マニュアルの一層の充実を図るとともに、その確実な実行を担保する体制を整備されたい。

⑤ よいこに電話相談の応答率について

よいこに電話相談では、虐待だけではなく、子供の養育・しつけ・発達などの相談や緊急の相談、子供本人からの悩みなど、子供に関する様々な相談を受け付けている。東京都児童相談センターにおける4152電話相談の電話応答率と1件当たりの相談時間は、表B1-2-29のとおりであり、電話応答率は50%に満たない状況である。ここでいう電話応答率はいたすらや無言等、相談受理件数として計上してはいないものも含め、入電数に対して電話を受ける相談員が応答した件数の割合とする。

表 B1-2-29 東京都児童相談センターにおける4152電話相談の電話応答率、1件当たりの平均相談時間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電話応答率 (%)	32.7	46.2	39.4
1件当たりの平均相談時間 (分)	24.4	24.6	24.8

(東京都児童相談センター作成資料より監査人が作成)

電話応答率が50%に満たない、低い状況である理由について、児童相談センターに質問したところ、相談に関する電話回線数は7回線あるが、時間により電話を受ける相談員の数が限られており、応答できない部分が出てしまっていることである。電話を受ける相談員について、児童相談センターでは、相談援助課の電話相談事業担当の職員が電話相談の対応を行っている。また、応答できない場合には何度も掛け直しが行われており、全てカウントしていることである。

なお、時間ごとの相談員数は、表B1-2-30のとおりである。

表 B1-2-30 時間ごとの相談員数

	平日		土・日・祝日	
	回線 (回線)	人数 (人)	回線 (回線)	人数 (人)
午前 (9時～12時 30分)	3～5	3～5	2	3
午後 (12時 30分～17時)	6～7	7～9	2	3
夜間 (17時～21時)	2	3	-	-

(東京都児童相談センター作成資料より監査人が作成)

時間帯ごとに電話を受ける相談員数の配置を変動させている。4152電話相談の時間帯ごとの相談受理状況を把握しているか児童相談センターに質問したところ、表B1-2-31の時間帯ごとに受理又は滞留の件数を集計していた。平成29年度の相談受理状況は、表B1-2-31のとおりである。

表 B1-2-31 平成29年度4152電話相談受理状況

	平日				計
	午前	昼	午後	夜間	
受理	3,008	724	3,290	2,214	9,266
滞留	2,071	1,040	4,290	7,955	15,356

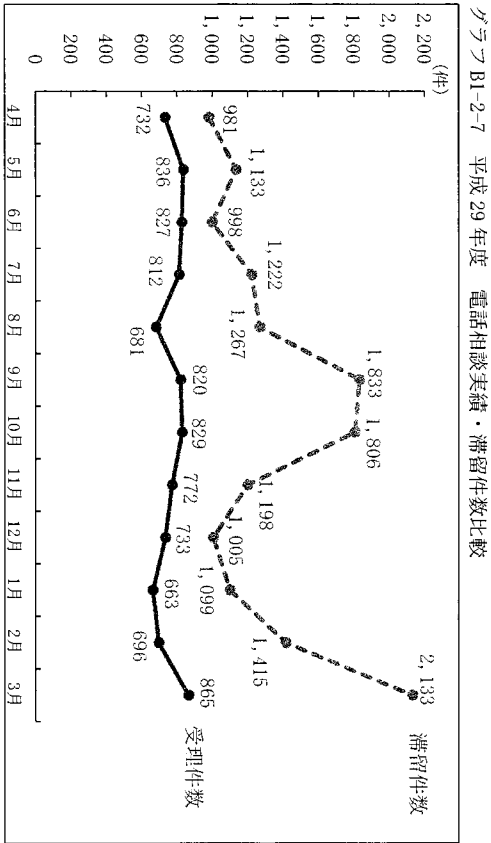
(東京都児童相談センター作成資料より監査人が作成)

(注1) 電話に応答した場合を受理、応答できなかった場合を滞留としている。

(注2) 表のほかにも、電話には応答したものの、いたすらや無言など、その他が734件ある。

表 B1-2-31 を見ると、午後と夜間の滞留件数が高いことが分かる。午後の時間帯については、相談員数を多く配置しているが、受理件数と滞留件数の合計が最も多い夜間の時間帯には3名の相談員しか配置をしていない。滞留件数が最も多い時間帯は夜間であり、夜間の時間帯の電話相談員数の不足が原因となり、滞留件数の増加となっていることが分かる。

では、4152 電話相談の受付件数について時間帯だけではなく、年間を通じた変動もあるだろうか。4152 相談の月次の電話相談実績について確認したところ、グラフ B1-2-7 のとおりである。



4152 電話相談の受理件数は、長期休み明けとなる9月や新年度を控えた3月に増えている。電話受理件数は、年間を通じておおむね変動はないものの、滞留件数については月により大きく変動している。つまり、相談員数の範囲でしか受け付けできず、電話相談件数が多い月については、対応が必要な相談に回答できない可能性がある。電話を受ける相談員の配置を月に応じて調整を行っているか、児童相談センターに質問したところ、月に応じた電話相談員の増配置は実施しておらず、表 B1-2-30 のとおり、時間ごとの相談員数の範囲内で相談対応を行っているとのことであった。

4152 電話相談の滞留件数が増加する夜間や特定の月タイムインジグで、電話相談員が十分に配置されていないために、電話応答率が低くなっている。本来必要

とするタイムインジグでの人員配置ができておらず、人員配置の側面で有効かつ効果的な電話相談の事業運営ができていないと言える。

したがって、福祉保健局は、有効かつ効果的な4152 電話相談の事業運営を行い、電話相談を必要とする住民からの電話に回答できるように、時間帯や月ごとの電話相談件数の変動を踏まえた、電話を受ける相談員の配置を行う必要がある。

(意見 1-20) よいこに電話相談の電話応答率への対応について  
子供に関する様々な相談を受け付ける電話相談窓口として、児童相談センターでは、よいこに電話相談 (以下、「4152 電話相談」という。) を開設している。平成 27 年度以降の 4152 電話相談の応答率は 50% に満たない状況である。応答できない理由は、電話相談が増加するタイムインジグで、電話相談を受ける相談員が十分に配置できていないことが挙げられる。なお、児童相談センターでは、相談援助課の電話相談事業担当の職員が 4152 電話相談の対応を行っている。

具体的には、夜間や特定の月に電話に回答できない件数が増加しているものの、相談件数の変動に応じて職員の増配置が行われていない。月ごとの変動を見ると、月ごとの電話の応答件数はおおむね平準化しているが、応答できない件数は特定の月に偏りが生じている。つまり、電話相談件数が多い月については、対応が必要な相談に回答できない可能性がある。電話を受ける相談員の配置が原因として、電話応答率が低くなっている状況においては、本来必要とするタイムインジグでの人員配置ができておらず、人員配置の側面で有効かつ効果的な電話相談の事業運営ができていないと言える。

したがって、福祉保健局は、4152 電話相談の応答率を向上させるために、電話に回答できなかった件数の発生状況を分析し、相談が増加するタイムインジグで十分な人員配置を行うことができるように、児童相談センター相談援助課電話相談事業担当の職員の配置方法を見直されたい。

(7) 児童相談所の保有する個人情報の管理について

児童の個人情報については、児童記録票及びその他子供に関連した書類を一括して「児童記録票綴」としてケースファイルに収録し、秘密保持の原則 (児童福祉法第 61 条) に基づき、厳重な管理を要するとされている (「児童相談所運営指針」)。併せて、都の児童相談所では、システム上でも相談受付からの一連の情報を管理している。

児童記録票の作成に関しては、「児童相談所運営指針」に記載されており、管理方法や保存期間についても記載されている。「児童相談所運営指針」によれば、

児童記録票の保存期間については、子供に対する措置の内容によって、満25歳になるまでの間又は措置が解除されてから5年間を原則として、事例に応じて長期保存が必要になる。

【参考】「児童相談所運営指針」一部抜粋

第3章第2節

12. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談についても、特定妊婦の場合には、受理した段階で妊婦名等により児童記録票を作成し、妊婦自身等に関する記録を残した上、子どもが出生した段階で児童記録票を子ども名に変更して、子どもについての記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。また、子どもの知る権利の保障の観点から、社会的養護事例など、将来子どもが生い立ちの整理などをするために必要な情報についても記録する。

(2) 受理会議終了後、児童記録票の番号を確定する。再相談の場合は、これまでの児童記録票が再びおこされることになる。

(3) 児童記録票その他子どもに関連した書類は一括してケースファイルに収録し、「児童記録票綴」とする。これは、秘密保持の原則(法第61条)に基づき、厳重な管理を要するものである。なお、情報通信技術(IT)の導入により、ケースファイル等の電子化を行うなど事務の効率化を図ることも重要である。

(4) 児童記録票の保存期間については以下のとおりとする。ただし、養子縁組が成立した事例(中略)は永年でも保存するとともに、棄児・置き去り児の事例で下記の措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする。(以下省略)

児童相談センターにおいて監査人が児童記録票綴の保管場所を確認したところ、以下のとおりであった。進行中の案件については、児童相談センター相談援助課の執務室において、担当者ごとの施錠ができるキャビネットに保管されていたが、キャビネット内には、児童記録票綴以外の書類や備品も保管されている状態が確認された。

また、取扱い終了の案件については、児童相談センター地下の保管室に、処分年度ごとに棚を分けて保管されていることが確認された。児童記録票綴を定期的に棚卸しすることは、現物管理として有効な方法であるが、定期的な棚卸しの有無を質問したところ、児童記録票綴の棚卸しは行っていないが、取扱いが終了して倉庫に移動する際や廃棄を行う際に、システムの情報との照合を行うため、実質的な棚卸しはできているとのことであった。また、過去数年の紛失事例はないとの回答を得た。

児童記録票綴は厳重な管理を必要とする児童相談所の管理物であるため、担

当者ごとに管理するのではなく、共有の保管場所で管理する必要があると考える。また、児童記録票綴の保管場所には、児童記録票綴以外の書類や備品も保管されていたことから、他の書類や備品と混在するリスクや、混在することで誤廃棄をするリスクがあるため、他の書類や備品と区別して保管する必要があると考える。

また、福祉保健局に児童記録票綴の持ち出しを行う機会を質問したところ、原則として、児童相談所の所外に持ち出しを行うことはないが、施設入所時や関係者との会議時等、必要がある場合は、児童記録票綴の一部を所内に限り持ち出すことはあるとの回答を得た。持ち出しを所内に制限していることで、紛失リスクを抑えていることは評価できる。一方で、児童記録票綴の一部を持ち出したため、当該書類を他の書類と混在することによる紛失やファイルリング漏れの危険が生じる。また、児童記録票綴には、目次やインデックスがなく、作成日付が一覧できないため、ファイルリングされている様々な資料を時系列に把握しづらく、児童の情報について、特に担当者以外が適時に適切に把握できる状態にはなっていないものと見受けられる。

したがって、児童の個人情報扱う児童記録票綴について厳重な管理を徹底させるために、属人的な管理を避け、共有の保管場所に保管を必要がある。また、児童記録票綴に保管されている児童の個人情報に関する書類を組織的に管理できるように、目次やインデックスを付したうえで、持ち出し管理の方法を検討する必要がある。

(意見1-21) 児童記録票綴の組織的管理とファイルリング方法について  
児童相談所において、児童記録票綴には、多くの個人情報が含まれ、特に子供や保護者等の支援経過など、ファイルバンシーに関わる極めて重要な書類であり、「児童相談所運営指針」に記載のとおり、厳重な保管を要するものである。

都の児童相談所では、進行中の児童記録票綴については、担当者が個人ごとのキャビネットや児童記録票綴以外の物品とともに保管をしている状況であるため、他の書類と混在するリスクや、他の物品と混在することで誤廃棄をするリスクがある。

したがって、福祉保健局は、都の児童相談所における児童記録票綴の保管について、共有の保管場所での管理することを検討されたい。

また、児童記録票綴については、目次やインデックスがなく、作成日付が一覧できないため、ファイルリングされている様々な資料を時系列に把握しづらく、児童の情報について、特に担当者以外が適時に適切に把握できる状態にはなっていないものと見受けられる。

したがって、福祉保健局及び児童相談所は、児童の個人情報に関する書類が、

どこに所在しているのかを組織的に管理できるように、インデックスを児童記録票綴に付すことを検討された。

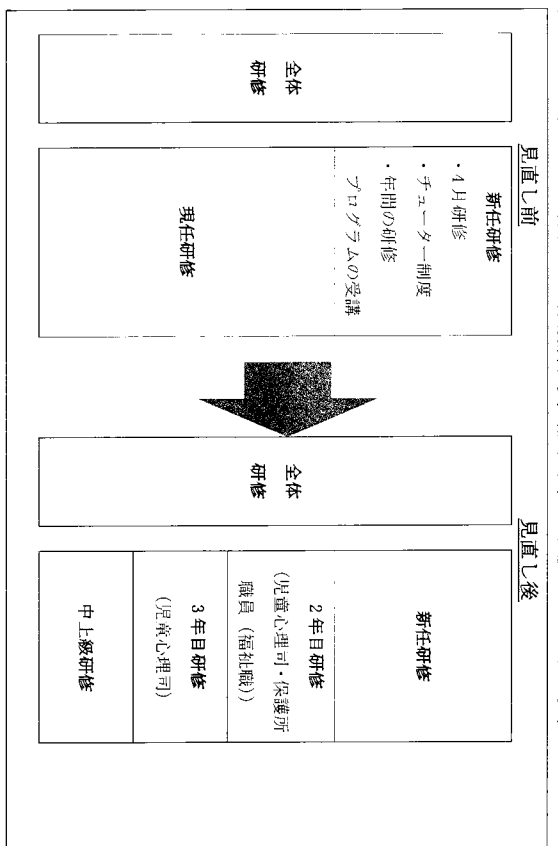
(8) 研修について

児童相談センターでは、都内の11カ所の児童相談所の職員として配属された児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員（福祉職）、相談事務職員等に対し必要な研修を実施している。

業務が年々増加、複雑・多様化し、職員の人員構成も変化する中で、児童相談所の人材育成を最重要課題として捉え、職員の更なる資質向上のため、平成29年度の研修カリキュラムについて大幅な見直しを行っている。

例えば、図 B1-2-4 のとおり、従来、特に若手児童心理司及び一時保護所職員（福祉職）向けの研修としてカリキュラムが組まれていたものは、配属1年目の職員に対する新任研修が主だったものであった。平成29年度より、近年の職員採用枠の拡大に伴い若手職員が増加していることから、これまでの新任研修の充実に加え、それまで児童福祉司のみであった階層別研修を、児童心理司及び一時保護所職員（福祉職）に拡充し、職種ごとに、経年数や階層ごとに研修を行える体制となっている。なお、児童福祉司についても、2年目3年目研修等の内容の充実を図っている。

図 B1-2-4 児童心理司及び一時保護所職員（福祉職）の研修カリキュラム見直しイメージ



また、研修には、対象職員全員が受講するよう求められる悉皆研修と、選択制、希望制のものがある。悉皆研修の欠席者には補講の実施や、翌年の研修参加により全員が必要な研修を受講できる体制を整えている。

さらに、近年の相談内容の複雑化や高度化に対応できる人材育成の必要性から、児童福祉司や児童心理司といった各専門職員が連携しながらひとつのケースに臨む形式により行う合同研修を実施することで、現場での実践的な職務連携体制の強化に役立つ「多職種合同事例検討会」と、最新の事例に触れる「事例検討」を2本の大きな柱として充実を図っている。

こうした研修の年間計画は、前年度の2月頃を目安に策定を行うが、特に大きく研修カリキュラムを見直した平成29年度の計画策定に当たっては、児童福祉司、児童心理司、管理職員等、各分野・各職位の代表者が集まって「児童相談所研修ワーキンググループ」を設置し、意見交換の上で、時勢や職員のニーズに合った研修テーマや設定を検討し、年間研修計画を策定している。

そこで、監査人が平成29年度に予定されていた研修の実施状況を問い合わせたところ、表 B1-2-32 のとおり、10件の研修の実施が見送られたとの回答であった。

表 B1-2-32 平成 29 年度に実施見送りとなった研修

研修名	対象	実施 予定	研修内容	見送った理由
所長研修	悉皆	6月	職員の育成	実施日程と講師の調整 がつかなかったため
児童福祉担当 課長代理研修	悉皆	時期 未定	全児相長研究報告	報告予定の調査研究報 告が延期となったため
児童心理司 中上級研修	選択	8月	保護者のケア	実施日程と講師の調整 がつかなかったため
児童心理司 課長代理研修	悉皆	6月	スーパーバイズ研修	実施日程と講師の調整 がつかなかったため
保護所福祉職 2年目研修	悉皆	秋以降	事例検討	実施日程の調整がつか なかったため
保護所福祉職 中上級研修	悉皆	秋以降	事例検討	実施日程の調整がつか なかったため
保護所福祉職 中上級研修	選択	未定	特別支援学校実地見学	実施日程の調整がつか なかったため
保護所福祉職 中上級研修	選択	未定	通所療育実地見学	実施日程の調整がつか なかったため
保護所福祉職 中上級研修	選択	未定	一時保護児童に関する職務連 携(外部研修)	参加予定の外部研修が 未実施であったため
保護所福祉職 全体研修	希望者	未定	レクリエーション技術研修	実施日程と講師との調 整がつかなかったため

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) 表中「保護所福祉職」とは一時保護所福祉職員を指す。

ここで、実施日程や講師との調整がつかなかったことを理由として研修の実施が見送られたものが8件あった。

この点、年間計画策定時に日程や講師も確保するのではないかと児童相談センターの研修担当者に質問したところ、計画策定時から近いうちに実施予定とする研修については、2月の計画策定段階で日程や講師等を確保することができるため、計画どおり実施することができる。しかし、年度の遅い時期に実施する研修については、研修予定時期が近づき、詳細な計画を立てる時期には既に当初予定していた講師の日程が埋まってしまっている場合や、当初の計画段階で想定できなかった事情で、研修を計画していた時期が繁忙期と重なってしまうことで、人員確保のために研修の実施自体を見送らなければならない場合も

あることであった。

確かに、一時保護所での保護人数が年々増加する中、児童相談所では限られた人員で日常業務をこなしており、研修の時間の確保が難しい状況や、児童の間での感染症の流行などの突発的な事態により、予定していた研修ができない状況になることはあると理解できる。

しかしながら、また、表 B1-2-32 を見ると、秋以降に悉皆研修として予定されていた一時保護所福祉職 2 年目職員と一時保護所福祉職中上級職員のそれぞれを対象とした事例検討が見送られている。事例検討研修は前述の柱として、最新事例に触れる研修である。これは、時勢に合わせた人材育成の柱として、特に重要であるとの認識から研修計画に盛り込まれている。よって、事例検討研修の実施を見送ることは、各児童相談所における最重要課題である、人材育成の更なる強化のために行われたカリキュラムの見直しの意義を損なうものであるため、確実な実施が必要である。

(意見 1-2-2) 事例検討研修の確実な実施について

児童相談センターでは、職員の人員構成の変化、相談内容の変化に対応するため、平成 29 年度の研修カリキュラムについて大幅に見直しを行った。

中でも、複雑・多様化する近年の相談内容に実践的に対応できる人材の育成のため、研修カリキュラムとして「多職種合同事例検討会」と「事例検討研修」を 2 本の柱に据えて研修計画を策定していた。

しかしながら、平成 29 年度の研修の実施状況を確認すると、当初、秋以降の悉皆研修として予定されていた一時保護所福祉職 2 年目職員及び一時保護所福祉職中上級職員を対象に行われる事例検討研修が、実施日程の調整がつかなかったことを理由に実施を見送られていた。

確かに研修時間の確保や、突発的な事態の発生などにより、予定していた日程での研修が難しいこともあることは理解できる。

しかし、事例検討は、時勢に合わせた人材育成の柱として重要であることを児童相談センターでも認識し、研修計画に盛り込まれたものである。よって、事例検討研修を実施できないのであれば、人材育成の更なる強化のために行われたカリキュラムの見直しの意義を損なうものではないと考えられる。

児童相談センターは、特に重要性の高い研修は、日程等の変更があっても研修実施自体が見送られることのないよう、研修の確実な実施に努められたい。

(9) 一時保護所に設置された遊具の点検について

一時保護所の設備と運営について、児童福祉法施行規則第 35 条において、児

児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を運用すると規定されている。その児童養護施設の基準には、遊び場や遊具についての規定はない。また、一時保護所に必要な設備について、児童相談所運営指針には以下のように定められている。

【児童相談所運営指針より一部抜粋】

第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1節 設備等

- (1) ～省略～
- (2) 一時保護所に必要な設備については、設備運営基準（※）第41条にいう児童養護施設の基準を運用する～中略～。～中略～また、屋外には運動遊びのできる設備を備えた十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。（以下、省略）

（注）文中の※印、省略、及び中略は監査人が加筆。

※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を指す。以下、児童相談所運営指針に依り「設備運営基準」という。

このように規定では、一時保護所の設備として、屋外遊戯場の設置は特に義務付けられてはいないが、一時保護所で過ごす児童の心身の健やかな成長を支援する趣旨から、屋外遊戯場の設置が推奨されている。都でも、この趣旨に沿って、都内の一部の一時保護所に屋外遊戯場を設けて遊具を設置している。

ここで、遊具を設置している以上、一時保護所では児童が安全に遊具を利用できるような管理を行う必要がある。児童福祉施設等の遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日付雇児総発第0829002号）において、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」を活用とすることが推奨されている。この指針によれば、遊具の定期点検の頻度は年1回以上とすべきである。

この点、監査人が観察した一時保護所の遊具について、定期的な点検を行っているか質問したところ、遊具の定期的な点検は行っておらず、不具合を見つけた場合に随時修理等の対応をしているとのことであった。

また、他に遊具を設置している一時保護所についても、児童相談センターと同様、遊具の定期的な点検を行う契約は締結していないが、職員による日常点検を欠かさないとともに、遊具で遊ぶ前にも改めて不具合がないかの点検を行い、職員の見守りの下で使用している。万が一、不具合を見つけた場合には速やかに使用を禁止し、修理等の対応を行っているとのことである。

屋外の大型遊具は、乗ったり登ったりなど、児童が体を預けた遊びに利用できるものが多く、定期的に点検を行わないならば、ねじなどの緩みを気づかず放置してしまい、利用中に故障した場合には大きなけがにつながるおそれもある。

したがって、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準じ、一時保護所においても、現状行っている随時の修繕対応に加え、定期的な点検を実施する必要があると考えられる。

（意見1-2-3）一時保護所に設置された屋外遊具の定期点検の実施について都内の一時保護所では、一時保護所で過ごす児童の心身の健やかな成長を支援する趣旨から、一部の一時保護所に屋外遊戯場を設けて遊具を設置している。遊具を設置している以上、遊具の定期点検の頻度は年1回以上とすべきであるとする、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針」を参考として、一時保護所でも児童が安全に遊具を利用できるように管理を行う必要がある。

この点、都の一時保護所では、遊具の定期的な点検は行っておらず、不具合を見つけた場合に随時修理等の対応をしているとのことであった。

屋外の大型遊具は、乗ったり登ったりなど、児童が体を預けた遊びに利用できるものが多く、利用中に故障した場合には大きなけがにつながるおそれもある。

福祉保健局及び遊具を有している児童相談所は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準じ、一時保護所においても、現状行っている随時の修繕対応に加え、定期的な点検を実施されたい。

3. 社会的養護について

( 1 ) 社会的養護の概要

社会的養護は、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童など、様々な事情により家庭で生活することができない子供を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う仕組みである。

社会的養護には、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と家庭的な環境の下で子供たちを養育する「家庭的養護」とに大きく分けられる。

表 B1-3-1 社会的養護の体系

分類	種類	概要
施設養護	乳児院	・乳児（0歳）（特に必要がある場合には幼児（1歳から小学校就学の始期に達するまで）を含む。）が対象
	児童養護施設	・1歳から18歳未満が対象 ・大舎：20人以上 中舎：13～19人 小舎：12人以下
家庭的養護	小規模グループケア	・本体施設や地域で、小規模な家庭的養護を行う ・1グループ6～8人
	グループホーム	・本体施設の支援の下、地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う ・定員6人
	ファミリーホーム	・養育者の住居で養育を行う家庭養護 ・定員5～6人
	里親	・家庭における養育を里親に委託する家庭養護 ・児童4人まで

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

支援が必要な子供の養育の特質に鑑みれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある。児童福祉法は、児童が家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとし、里親や特別養子縁組などによる「家庭養育優先」の理念を記載している。厚生労働省の「新

な社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめ、里親等委託率（代替養育を受けている子供のうち里親委託されている子供の割合）について、表B1-3-2の目標が示されている。

表B1-3-2 里親等委託率の目標値

年齢層	目標
3歳未満	おおむね5年以内に75%以上
上記以外の就学前の子供	おおむね7年以内に75%以上
学童期以降の子供	おおむね10年以内を目標に50%以上

(厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」より監査人が作成)

( 2 ) 里親について

都は、様々な事情により家庭で生活することができない子供のために、里親制度を推進している。里親制度とは、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供たちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度である。家庭での生活を通じて、子供が成長する上で極めて重要な、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子供の健全な育成を図っている。

里親には、養育家庭、専門養育家庭、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。これらの概要は、表B1-3-3のとおりである。

表 B1-3-3 里親の種類

里親の種類	概要
養育家庭	家族と暮らせない子供を一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
専門養育家庭	養育家庭のうち、虐待や非行、傷害などの理由により専門的な援助を必要とする子供を養育する里親
養子縁組里親	養子縁組によって、子供の養親になることを希望する里親
親族里親	実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子供を養育する里親

(厚生労働省「パンフレット」及び福祉保健局作成資料より監査人が作成)

また、里親になるまでのステップは、表B1-3-4のとおりである。



表 B1-3-4 里親になるまでのステップ

1	相談	里親制度について児童福祉司から説明を受ける。
2	研修	里親制度に関する研修を受講する。
3	申込	里親について理解したら、家族同意の上で申し込み。
4	調査	児童相談所の担当職員等が家庭訪問し、調査を行う。
5	審査・登録	児童福祉審議会での審議を経て里親として認定されると、里親名簿に登録される。(登録は親族里親を除く。)
6	更新	2年ごとに更新研修を受講する。(親族里親を除く。)

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

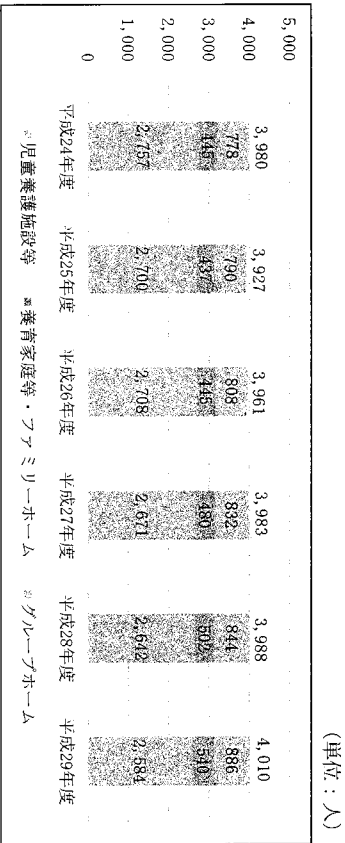
なお、里親には、迎え入れた子供の養育費として里親手当、生活費、学校教育費などが支給される。

(3) 都における社会的養護の状況

① 都の社会的養護の現状

都における社会的養護を必要とする子供は、現在約 4,000 人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしている。グラフ B1-3-1 は、都における社会的養護の下で育つ児童数の推移、グラフ B1-3-2 は、児童養護施設・乳児院の定員に対する入所割合の推移である。

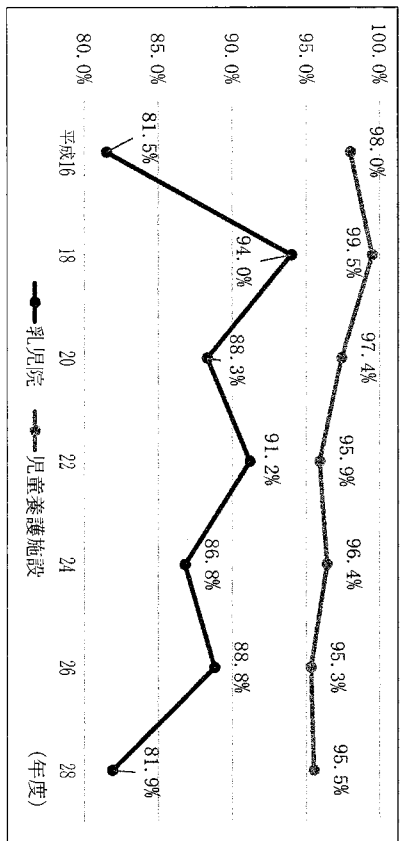
グラフ B1-3-1 都の社会的養護の下で育つ児童数の推移



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) 児童養護施設等及びファミリーホームは、各年度 3 月 1 日現在、養育家庭等・ファミリーホームは各年度末の数値である。

グラフ B1-3-2 児童養護施設・乳児院の定員に対する入所割合の推移



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

グラフ B1-3-1 をみると、平成 24 年度以降の社会的児童養護数に大きな増減はなく、児童養護施設等の入所者が全体の約 6 割を占めている状況であることが分かる。

この児童養護施設等は、児童の年齢により、児童養護施設と乳児院にその利用が分かれるが、グラフ B1-3-2 のとおり、児童養護施設の定員に対する入所割合は 90%を超える状態が続いている。

② 里親等委託率について

平成 28 年度末時点における全国の里親等委託児童数は 6,546 人で、そのうち都の里親等委託児童数は約 500 人であり、全国都道府県平均の 139 人に比べると多い状況である。

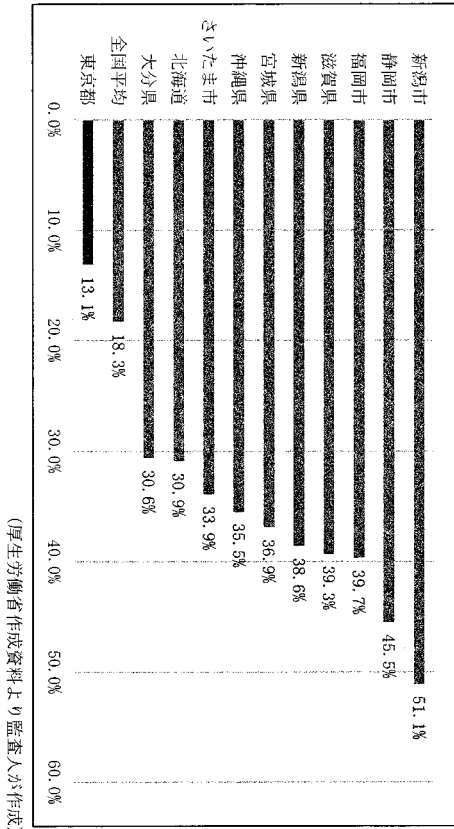
しかし、社会的養護を必要とする子供の数も他県に比べ多い。そこで、厚生労働省が目指す家庭的な環境による養育が進んでいるかどうかについて、家庭的養護の普及状況を表す割合として用いられる、「里親及びファミリーホームへの委託率（以下、「里親等委託率」という。）を見る必要がある。

ここで、里親等委託率は、以下の算式で求められる。

里親・ファミリーホーム委託児童数  
 乳児院入所児童数＋児童養護施設入所児童数  
 ÷  
 里親・ファミリーホーム委託児童数

厚生労働省のホームページによると、里親等委託率は、平成28年度末現在、全国平均で18.3%に留まっている。しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、69都道府県市別で見ると、新潟市で51.1%など、里親等委託率が5割を超えている自治体もあり、最近では、さいたま市、静岡市、福岡市など、大幅に伸ばした自治体もある。

グラフBI-3-3 平成28年度における里親等委託率(上位10件)



表BI-3-5 里親等委託率の過去10年間の上昇幅の大きい自治体と都の比較

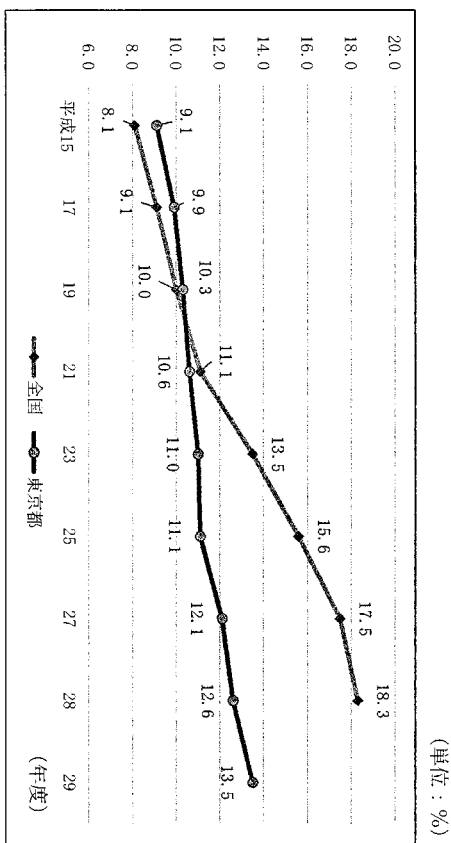
自治体名	増加幅	里親等委託率	
		平成18年度末	平成28年度末
さいたま市	27.6ポイント上昇	6.3%	33.9%
静岡市	27.1ポイント上昇	18.5%	45.5%
福岡市	27.1ポイント上昇	12.6%	39.7%
大分県	19.7ポイント上昇	10.9%	30.6%
富山県	17.2ポイント上昇	5.6%	22.8%
東京都	2.9ポイント上昇	9.7%	12.6%

(厚生労働省作成資料及び福祉保健局作成資料より監査人が作成)

厚生労働省によると、里親等委託率が大きく伸びた自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な取組が行われているとのことである。

また、グラフBI-3-4を見ると、全国の里親等委託率が上昇している。都の里親等委託率は平成25年度頃までは横ばいで推移していたが、平成27年度以降は上昇傾向にあり、里親委託に向けた取組の効果が出ていると言える。しかし、全国の上昇率に比べ、伸びは緩やかである。

グラフBI-3-4 都の里親等委託率の推移



(注1) 各年度の数値、ただし、東京都の児童養護施設、乳児院については各年度3月1日時点の数値であるため、グラフBI-3-3と数値は一致しない。  
 (注2) 本報告書作成時点で、平成29年度の全国数値は未公表のため記載していない。

全国の里親等委託率は平成28年度18.3%のところ、都は12.6%とその差が生じている背景について、福祉保健局に質問したところ、都において、里親制度がまだ十分に都民に浸透していないことや、里親を必要とする児童数に対し、里親の全体数がまだ十分でなく、児童にとって最適となる選択肢が少ないこと等、様々な要因が複合していると考えているとのことであった。

なお、都では、平成27年4月に策定した「東京都社会的養護施策推進計画」

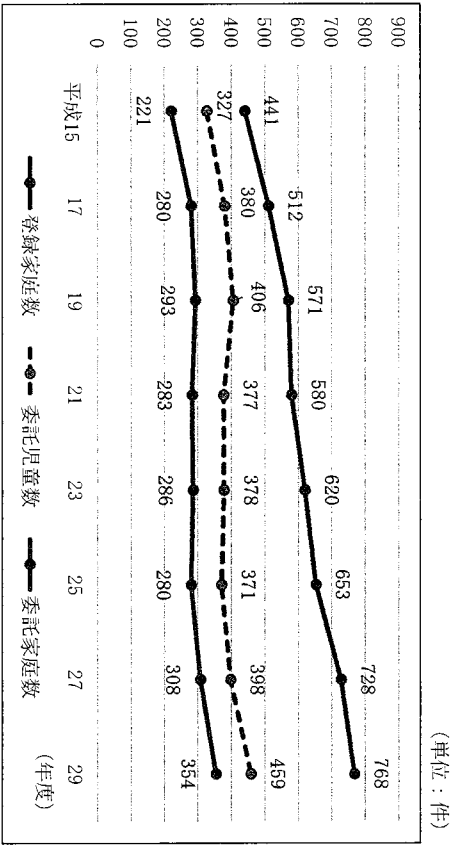
において、平成41年度における社会的養護に占める家庭的養護の割合をおおむね6割とするよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していくとしている。

また、厚生労働省からは、前述の「新しい社会的養育ビジョン」を基に、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」が发出され、平成31年度末までに新たな計画の策定が求められている。計画策定に当たっては、里親等委託率について、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の実現に向けて、2024年度時点(6年後)及び2029年度時点(11年後)における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること、その際、年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)に目標を設定することとされている。なお、乳幼児、特に3歳未満の里親委託を優先することに留意すること等が示されている。

③ 里親登録数について

都における里親の登録家庭数の推移は、グラフB1-3-5のとおりである。

グラフB1-3-5 都における里親の登録家庭数の推移



(単位：件)

(注1)ファミリーホームが法定化された平成21年度以降は、養育家庭移行型ファミリーホームは集計に含まれていない。  
 (注2)各年度末の数値である。

グラフB1-3-5をみると、都の平成29年度における里親の登録家庭数は768家庭、委託家庭数は354家庭、委託児童数は459人となっており、4年前の平成25年度と比較して、いずれも増加している。しかし、登録家庭数が以前から増加していることと比べると、委託児童数、委託家庭数は、近年は上昇傾向にあるものの、その割合は緩やかとなっている。

④ 里親等委託率上昇に向けた都の施策

全国的に里親等委託率が上昇している。一方、都は伸び悩んでいる状況において、里親等委託率の上昇に向けて、「東京都社会的養護施策推進計画」及び平成28年度の子童福祉審議会からの提言に基づき、里親への委託を推進するための様々な取組を行っている。

表B1-3-6 里親等委託率上昇に向けた都の施策

- ・里親制度の普及啓発
- ・区市町村単位での養育体験発表会の開催
- ・養育力向上のための多様な研修
- ・児童相談所の体制強化
- ・民間団体を活用した里親への相談支援
- ・養子縁組が最善と判断した場合に新生児のうちに委託するモデル事業(平成29年度)
- ・関係機関が連携しながら専門的支援を行うチーム養育体制の開始
- ・児童の成長発達に必要な養育環境を提供する観点から「里親認定基準」の改正(平成30年度)

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

また、都では、10月から11月の「里親月間」を中心に里親制度の周知を行っている。しかし、里親制度の普及啓発について、パンフレットやホームページを見ると、養育家庭になるための主な要件や養育家庭の体験発表会の開催などを周知しており、里親自体を増やすための普及啓発が中心となっており、例えば、里親委託される子に周囲の方がどのように接したらよいのかなど、里親以外の周りの対応方法については記載されていない。

この点、待機児童問題、虐待問題、LGBTなど、社会問題となることをきっかけとして、当事者だけではなく、周りの理解が高まり、結果として問題解消に向けて事態が改善することがある。都は、学校職員、子供家庭支援センター職員、母子保健関係職員、民生委員等の地域の関係機関に対しては、里親支援機関連事業、児童相談所により周知しているが、一般都民に向けた情報提供が不足